

Gojome lifelong learning



五城目町生涯学習振興基本計画

Basic Promotion Vision for Lifelong Learning

五城目町教育委員会

はじめに

平成18年12月に改正された教育基本法に、教育目標として公共精神の大切さや伝統・文化の尊重が加わりました。この改正の第3条では、生涯学習の理念が「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適正に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。

また、平成20年7月の教育振興基本計画の中では、「学校だけでなく家庭や地域を含めた全体で教育の向上に取り組む社会の実現を目指します。」とされています。

平成24年度に策定された「五城目町総合発展計画（平成24年～平成33年）」では、「これまで将来を担う子どもたちへの教育環境の整備とともに、誰もが生涯にわたり学び続けられる環境づくり、風土が育んだ歴史や文化を保存し、後世に引き継ぐ取り組みを進めており、各学校では、少子化の中にあっても、少人数の特徴を生かし、子どもたち一人ひとりの個性を大切にした教育に取り組み、地域では郷土芸能を町民の手で保存継承される等、町民同士の”つながり”を強め、町の知的財産を後世に引き継ぐ取り組みが進められています。」と唱えるなど、町全体で教育各般への対策を進めています。

さらに、生涯学習の取り組みの指針についても、「子どもから高齢者まで、一人一人の主体的な活動意欲を高め、参加しやすい環境づくりに向けて、施設の有効活用や学習プログラムなどの充実を図り、新たな知識や人との出会いの場につなげるとともに、学習成果をこれからのまちづくりに生かせる人材育成に努めます。」としており、地域全体で生涯学習に取り組む環境を整備しながら、仕組みづくりに努めてまいります。

平成28年4月

五城目町教育委員会

Contents 五城目町生涯学習振興基本計画目次

生涯学習振興基本計画の基本的な考え方

- 1 生涯学習振興基本計画の策定方針……………1
- 2 計画の期間……………1
- 3 五城目町の現状（まちづくりの方向性）……………2

生涯学習振興基本計画の基本方針と重点事項

- 1 五城目町の生涯学習の基本方針……………3
- 2 生涯学習の重点事項
 - (1) 生涯学習……………4
 - (2) 子育て支援……………4
 - (3) 青少年活動……………5
 - (4) 成人活動……………5
 - (5) 高齢者活動……………6
 - (6) 芸術文化……………7
 - (7) 国際化……………8
 - (8) 体育・スポーツ活動……………8

五城目町の生涯学習の将来像

- 1 五城目町の生涯学習の将来像……………9

付 録

- 教育基本法……………10
- 組織図（五城目町生涯学習推進本部）……………12

生涯学習振興基本計画の基本的な考え方

1 生涯学習振興基本計画の策定方針

我が国の社会は、少子高齢化をはじめ、情報の高度化、グローバル化などが一層進展している状況にあります。このような社会の急激な変化に対応すべく、五城目町総合発展計画（平成24年度～平成33年度）において、五城目町の状況や取り巻く社会情勢を明確にして、協働のまちづくりの実現を目指しています。

また、改正教育基本法による、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。（改正教育基本法第3条）」とされているとおり、生涯にわたって主体的に学ぶことができるよう「学ぶ」環境づくりを目指すことが求められています。

町では、このたび、中長期的な生涯学習の振興を図るため、今後10年間の将来を展望した「五城目町生涯学習振興基本計画」を策定し、時代のニーズに迅速に対応できるよう、また、その都度見直しを重ねながら、町民福祉および教育施策の向上を図っていききたいと考えています。

2 計画の期間

この計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化等を見据え、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成28 (2016)	29	30	31	32	33	34	35	36	37
----------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

10年間(必要に応じて見直しを行います)

3 五城目町の現状（まちづくりの方向性）

私たちを取り巻く社会・経済情勢は、大きな変革の時期を迎えており、五城目町においても、時代の流れを的確に捉え、時代の変化に対応した今後のまちづくりを進めていくために、五城目町総合発展計画では次の事柄に着目しています。

- 人口減少・少子高齢化
- 社会情勢・経済
- 環境共生社会・循環型社会
- 地方分権の時代
- 安全・安心に対する関心の高まり
- 価値観の多様化
- 協働によるまちづくり

（五城目町総合発展計画より抜粋）

21世紀に入って10年以上が経過しています。取り巻く社会・経済情勢の変化を迎えており、それらに対応したまちづくりを目指すものと位置付けられています。

生涯学習振興基本計画の基本方針と重点事項

1 五城目町の生涯学習の基本方針

五城目町では、生涯学習の基本方針として、次の3項目を設定しています。

- 生きがいを育む生涯学習の推進
- スポーツでさわやかな笑顔のまちづくりの推進
- 歴史ある地域の芸術文化を振興し育む

2 生涯学習の重点事項

生涯学習を実践するにあたり、8つの重点事項を定めています。

(1)生涯学習

- (1) 市民の多様なニーズに応えるために施設整備及び活動内容の充実を図ります。
- (2) 生涯学習をより効果的に進めるために資料及び備品の整備に努めます。
- (3) 生涯学習の進展を図るために組織機構の改革及び職員体制の強化に努めます。

生涯学習推進本部の設置をはじめ、各種団体の育成及び連携、職員体制の適切な配置などを図り、学びやすい環境を整えていきます。

【主な取組】

- ・生涯学習推進本部の設置と組織体系の明確化に努めます。
- ・公民館運営審議会と連携して公民館活動を活発にしていきます。
- ・職員研修を積極的に実施して、企画運営を進めていきます。

(2)子育て支援

- (1) 家庭教育の充実と子育て相談事業の推進を図ります。
- (2) 公民館を中心に、子育てネットワークの構築に努めます。

少子化問題に対応すべく、親と子が学びやすい環境を整えていきます。また、福祉部局と連携してより充実した学習プログラムを提供していきます。

【主な取組】

- ・家庭教育講座を実施し、子育てしやすい機会を構築します。
- ・より親しみやすい公民館を目指し、利用者のニーズの把握と情報伝達に努めます。

(3)青少年活動

- (1) 家庭や地域のイベント、行事に進んで参加できる体制をつくります。
- (2) 地域の伝統的な行事に参加して、継承していく心を培います。
- (3) 野外活動等に地域の人材を活用して、積極的に取り組みます。

青少年の健全な育成を目指すほか、伝統文化を継承していく環境を整え、歴史と文化を学びやすいまちづくりを推進していきます。

【主な取組】

- ・地区公民館と連携し、活気あふれる地域づくりを支援します。
- ・郷土芸能の後継者育成に努め、未来へ伝承していきます。
- ・異年齢交流を推進し、人材の育成に努めます。
- ・わらしべ塾を積極的に体験できる環境整備に努めます。

(4)成人活動

- (1) 学習ニーズの把握に努め、新しいメニューによる学習を構築していきます。
- (2) 学習形態を工夫し、「学び」「活動」「参加」しやすい環境を整備します。
- (3) 体験を豊富に取り入れるなど、学習内容を工夫します。
- (4) 企業との連携を図り、学習内容の充実に努めます。

学びのプログラムを構築し、各種団体と連携しながら地域づくりに貢献できる人材育成に努めていきます。

【主な取組】

- ・インターネットによる学習プログラムを構築していきます。
- ・体験の場を提供し、発想力を育成していきます。
- ・企業と連携して、健康で学びやすい環境を整備していきます。

(5)高齢者活動

- (1) 豊かな人生を送るため、心身ともに健康な生活の支援に努めます。
- (2) 地域の実態に即し、魅力ある学習の場の設定と学習方法の開発に努めます。
- (3) 社会参加の機会をつくり、知識と能力の活用を図ります。

団塊の世代が魅力を感じる公民館づくりを目指し、地域の活性化を図ることが求められるほか、高齢者団体に対して必要に応じた支援を継続していきます。

【主な取組】

- 率浦大学の学習プログラムを時代に合ったものにしていきます。
- 花いっぱい運動に参加している高齢者団体を支援し、地域の魅力づくりに貢献していきます。
- 地区公民館を地域交流の拠点として、集いやすい環境づくりを目指します。

(6)芸術文化

- (1) 指導者や担い手（後継者）が一体となった郷土文化の継承活動に努めます。
- (2) 地域に残る文化財とその環境保護などの充実を図ります。
- (3) 町民の芸術文化活動を推進し、各種団体の自立した活動を支援します。

町の芸術文化活動をしている個人・団体が自立して活動できるように支援し、また地域に根差した歴史を継承できるように支援していきます。

【主な取組】

- ・ 伝統文化を継承していく個人・団体を支援していきます。
- ・ 文化財保護に努め、歴史を守り続けます。
- ・ 環境と文化のむらと連携し、情報提供をしていきます。
- ・ 矢田津世子文学記念室を充実していきます。

(7)国際化

- (1) 国際交流に積極的に取り組み、異文化の交流・理解を深めていきます。
- (2) 英会話教室の充実を図り、国際交流の理解を深めていきます。

国際的な視点を育成していくことにより、未来へはばたく人材の育成を支援していきます。

【主な取組】

- ・ A L T（外国語指導助手）や在日外国人と連携し、国際理解や異文化交流を進めます。
- ・ 異言語に触れ学び合う楽しさが味わえる環境を整備します。

(8)体育・スポーツ活動

- (1) 体力づくりの意識高揚や啓発に努め、健康社会の構築に努めます。
- (2) スポーツ活動におけるニーズの把握と運動施設の充実を図ります。
- (3) スポーツ団体の育成を行い、自立支援を積極的に行います。

健康な日々を過ごすことは、人生の基本です。生涯にわたり体を動かす習慣とスポーツを楽しむということを支援していきます。

【主な取組】

- ・ 各種大会を運営する団体を継続して支援します。
- ・ 水中運動教室をはじめ、健康づくりを積極的に進めます。
- ・ 各種スポーツ教室を開催します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブ「ゴスパル」を支援します。

五城目町の生涯学習の将来像

1 五城目町の生涯学習の将来像

学び続けるということは、まず心身ともに健康であることが大切です。学習意欲を高め、自己実現を図っていくためには、調和のとれた心と体のバランスが必要だと考えます。

そのためにも、学習支援をはじめ、スポーツ・文化を楽しむ場を提供し、町民が笑顔で学び続けることができるようにしていくことが必要であります。

また、行政という枠を外し、町民と一体となったまちづくりを目指すことにより、より質の高い学習機会が構築され、代謝がいい「循環型」の生涯学習となります。この「循環型生涯学習」が、町の活性化を生み、健康的で、笑顔が絶えないまちづくりの推進となっていきます。

町民一人ひとりの「学ぶチカラ」を集めて、育てていくことが大切です。よりよい地域づくり、町づくりを目指し、未来の五城目町を担う世代へバトンタッチしていく。そんな生涯学習を目指していきます。

教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)

教育基本法(昭和22年法律第25号)の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。
(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。
(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。
(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。
(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。
(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。
(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

五城目町生涯学習振興基本計画



Gojome lifelong learning

2016-2025

五城目町生涯学習振興基本計画

発行日 平成28年4月1日
発行 秋田県五城目町教育委員会
編集 生涯学習課
〒018-1723
秋田県南秋田郡五城目町上樋口字堂社75
TEL. 018-852-4411
FAX. 018-852-4414
町ホームページURL <http://www.town.gojome.akita.jp/>
